



三重県公報

令和8年2月6日 (金)

第 691 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
78	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	(税 収 確 保 課)	2
79	調理師法施行令の規定による指定試験機関の変更の届出	(食 品 安 全 課)	2
80	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通 課)	2
81	保安林の指定に係る通知	(治 山 林 道 課)	3
82	特定第1号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 振 興 課)	4
83	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(同)	4
公 告			
肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録			(農産物安全・流通 課) 4
肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録有効期間の更新			(同) 5
肥料の品質の確保等に関する法律の規定による肥料の登録事項の変更			(同) 5
土地改良区役員の退任の届出			(農 地 調 整 課) 5
公共測量が終了した旨の通知			(公 共 用 地 課) 6
同件			(同) 6
宅地造成及び特定盛土等規制法第42条第3項において準用する同法第39条第5項の規定に基づく公告			(防 災 砂 防 課) 6

告 示

三重県告示第 78 号

三重県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

令和 8 年 2 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定年月日

令和 8 年 2 月 6 日

2 控除対象寄附金の名称

独立行政法人国立病院機構のうち、次に掲げる病院の事業に対する寄附金

(1) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重病院

事務所の所在地 三重県津市大里窪田町 357 番地

(2) 名 称 独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院

事務所の所在地 三重県鈴鹿市加佐登 3 丁目 2 番 1 号

(3) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター

事務所の所在地 三重県津市久居明神町 2158 番地 5

(4) 名 称 独立行政法人国立病院機構 榊原病院

事務所の所在地 三重県津市榊原町 777 番地

3 控除対象寄附金に係る申請者

名 称 独立行政法人国立病院機構

主たる事務所の所在地 東京都目黒区東が丘 2 丁目 5 番 21 号

4 控除対象寄附金の指定の有効期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

三重県告示第 79 号

調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 2 条の 2 第 2 項の規定により、指定試験機関から主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出がありましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 2 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

2 指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

変更前 東京都中央区日本橋堀留町 2-8-5 J A C C ビル 5 階

変更後 東京都中央区日本橋人形町 1 丁目 4 番 1 号内山ビル

3 変更年月日

令和 8 年 1 月 26 日

三重県告示第 80 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がされたので、同条第 9 項の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 11 日 第 41 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
----	--------	------------

有限会社田園	代表取締役 古御門 侑	三重県松阪市八重田町 788 番地 4
--------	-------------	---------------------

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
古御門 龍児	玄米	K242025691
浜口 由実子	玄米	K242025692

三重県告示第 81 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項の規定による保安林の指定をする旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を大紀町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 2 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

瀬古 千明、竹内 真弓美

2 通知の要旨

(1) 保安林の所在場所

度会郡大紀町金輪字二ノ谷 200、209・字鉢山 213（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、213 の 1、213 の 2、214、223

(2) 保安林指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

瀬古 章次、瀬古 富夫、深谷 明子、石倉 秀子

2 通知の要旨

(1) 保安林の所在場所

度会郡大紀町金輪字二ノ谷 200、209・字鉢山 213（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、213 の 1、213 の 2、223

(2) 保安林指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

藤原 弘頼

2 通知の要旨

(1) 保安林の所在場所

度会郡大紀町金輪字二ノ谷 200、209・字鉢山 213 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、213 の 1、213 の 2、216、216 の 1、217、223

(2) 保安林指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 82 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 105 条の 2 第 1 項の規定による特定第 1 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 8 年 2 月 6 日

三重県知事 一見勝之

加入区の名称	区域
あわび 国崎加入区	三重共第 50 号共同漁業権漁場の区域

三重県告示第 83 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 8 年 2 月 6 日

三重県知事 一見勝之

区域	区分
下箕田・白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田及び白子の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。)
下箕田・白子区域 (鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田及び白子の地区)	機船船びき網漁業(合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。)

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)第 7 条第 1 項の規定により、次の肥料を登録しました。

令和 8 年 2 月 6 日

三重県知事 一見勝之

登 番 録 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量(%)		その他の規格	生産業者		登 年 月 録 日
			窒 素 全 量	り ん 酸 全 量		氏 名 又 は 名 称	住 所	

三重県 第1331号	混有機合質肥料	海藻入り混合有機2号	2.0	5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大協肥料株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	令和7年11月18日
---------------	---------	------------	-----	-----	------------------------------------	----------	-------------------	------------

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新しました。

令和8年2月6日

三重県知事一見勝之

登録号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	生産業者		更新後の登録の有効期限	
			窒素全量	りん酸全量		氏名又は名前	住所		
三重県 第1327号	魚加肥	魚廃物工料	魚廃1号	5.0	5.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大協肥料株式会社	大阪府藤井寺市川北2丁目1番29号	令和10年12月14日
三重県 第1281号	混有機合質肥料	あさけ1号	3.0	4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社服部	四日市市広永町577番地	令和13年12月16日	
三重県 第1290号	魚粉	かす末	7-6魚かす粉末	7.0	6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社服部	四日市市広永町577番地	令和13年12月16日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項を変更しました。

令和8年2月6日

三重県知事一見勝之

登録号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更年月日	変更のあった事項		
			氏名又は名前	住所		新	旧	
三重県 第1262号	魚粉	かす末	魚粉末	有限会社クリエ・ジャパン	大阪府大阪市中央区南船場三丁目2番22号おおきに南船場ビル205	令和7年10月1日	大阪府大阪市中央区南船場三丁目2番22号おおきに南船場ビル205	大阪府柏原市国分東条町3番5号
三重県 第1263号	魚粉	かす末	魚粉末	有限会社クリエ・ジャパン	大阪府大阪市中央区南船場三丁目2番22号おおきに南船場ビル205	令和7年10月1日	大阪府大阪市中央区南船場三丁目2番22号おおきに南船場ビル205	大阪府柏原市国分東条町3番5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和8年2月6日

三重県知事一見勝之

山田池土地改良区（津市庄田町1337番地）

退任理事

津市森町2165番地25

前川貞廣

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 1 月 16 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（U A V レーザ測量）

2 作業地域

いなべ市北勢町東貝野、同市北勢町西貝野及び同市北勢町下平

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 12 月 16 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 2 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

松阪市嬉野宮古町

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項又は第 2 項に掲げる者（以下「土地所有者等」という。）を確知することができないので、同条第 3 項において準用する法第 39 条第 5 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 2 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 措置を講ずべき土地所有者等

三重県名張市安部田字馬廻 2648 番及び 2651 番の土地所有者（亡）佐土原徳二（最後の住所地 奈良県宇陀市室生上笠間 1147 番地の 93）の相続人

2 講ずべき措置の内容

三重県名張市安部田字馬廻 2648 番及びその周辺（以下「当該土地」という。別図参照）について次の措置を講じてください。

(1) 崩落土砂の撤去

(2) 特定盛土等に伴う災害防止のため必要な擁壁等の設置

3 措置を講ずべき理由

当該土地は、盛土等により造成されたが崩落しており、土石流発生のおそれが大きいと認められるため。

4 期限等

(1) 着手期限 令和 8 年 4 月 7 日

上記の期限までに実施計画書を提出し、県の承認を受けてください。

提出先 三重県伊賀市四十九町 2802

三重県伊賀建設事務所総務・管理室

(2) 履行期限 令和 9 年 3 月 31 日

5 三重県知事による措置等

土地所有者等が 4(1)の着手期限までに着手しないとき若しくは実施計画書を提出しないとき又は 4(2)の履行期限までに 2 の措置を講じないとき、講じても十分でないとき若しくは講ずる見込みがないときは、法第 42 条第 3 項において準用する法第 39 条第 5 項の規定により 2 の措置の全部又は一部を三重県知事が自ら講じることができます。その場合、法第 42 条第 3 項において準用する法第 39 条第 6 項の規定により当該措置に要した費用を土地所有者等から徴収することができます。

6 問い合せ先

三重県伊賀建設事務所総務・管理室

電話 0595-24-8208

(別図は、省略し、その図面を三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
